

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	6-2
処分の種類	美容所の閉鎖命令			
根拠法令条例等・条項	美容師法第15条第1項、第2項			
処分の概要	美容所の開設者に美容所の閉鎖を命ずるもの。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等において、言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>第15条 都道府県知事は、美容所の開設者が、第12条の3若しくは第13条の規定に違反したとき、又は美容師でない者若しくは第10条第2項の規定による業務の停止処分を受けている者にその美容所において美容の業を行わせたときは、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ずることができる。</p> <p>2 当該美容所において美容の業を行う美容師が第8条の規定に違反したときも、前項と同様とする。ただし、当該美容所の開設者が美容師の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽したときは、この限りでない。</p> <p>&lt;第12条の3の規定&gt;</p> <p>第12条の3 美容師である従業者の数が常時2人以上である美容所の開設者は、当該美容所(当該美容所における美容の業務を含む。)を衛生的に管理させるため、美容所ごとに、管理者(以下「管理美容師」という。)を置かなければならない。ただし、美容所の開設者が第2項の規定により管理美容師となることができる者であるときは、その者が自ら主として管理する一の美容所について管理美容師となることを妨げない。</p> <p>&lt;第13条の規定&gt;</p> <p>第13条 美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 常に清潔に保つこと。</p> <p>二 消毒設備を設けること。</p> <p>三 採光、照明及び換気を充分にすること。</p> <p>四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置</p> <p>&lt;第8条の規定&gt;</p> <p>第8条 美容師は、美容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具を清潔に保つこと。</p> <p>二 皮ふに接する布片を客一人ごとに取り替え、皮ふに接する器具を客一人ごとに消毒すること。</p> <p>三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置</p>			
基準の制定根拠	—			